

お知らせ

日本年金機構 からのお知らせ

国民年金保険料免除等の 申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

失業等により保険料を納付す

ることが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市役所および町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（55歳から受け取れる年金）の受け取り額が少なります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡つて納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなります。次の一回にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されないなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

秋季イベントの「案内

※追納の申し込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所までお願いします。

は、お近くの年金事務所までお願いします。

イベント内容等の詳細は、ホームページでお知らせ致します。

イベント

犬・猫の供養祭開催

公益社団法人青森県獣医師会下北支部では、円通寺のご協力により平成29年度犬・猫の供養祭を開催します。

Fax 25-2092
ホームページ
<http://www.jinsfmml.or.jp/msm.htm>

問合せ先 むつ科学技術館

☎ 25-2091

◆問合せ先 むつ科学技術館

10月1日～7日までは「公証週間」です

◆遺言や大切な契約を公正証書が守ります。

老後の安心は任意後見契約で

が守ります。

◆開催日時

9月22日（金）10時～
(※雨天決行)

◆開催場所

円通寺「犬猫供養塔前」

◆参加費 無料

事前申請不要、当日会場に直

◆問合せ先 公益社団法人青森県獣医師会下北支部
☎ 23-16858

むつ科学技術館だより

法律の専門家である公証人が

「ひとみの里」住宅団地分譲受付中

○購入者への補助金

「ひとみの里」分譲地購入金額の半額を上限に補助します。また、イチイによる生け垣に要した費用について補助します。

○定期借地権による貸付

「ひとみの里」分譲地を賃借して家屋を建築することができます。

○定期借地権付住宅への住宅ローン

定期借地権付住宅を新築・購入する場合、定期借地権付住宅への住宅ローンを取り扱う金融機関から融資を受けることができます。（金融機関の審査あり）

※購入支援には条件等がございますので、お気軽にご相談ください。

<問合せ先>経営企画課 地域戦略グループ ☎ 27-2111

